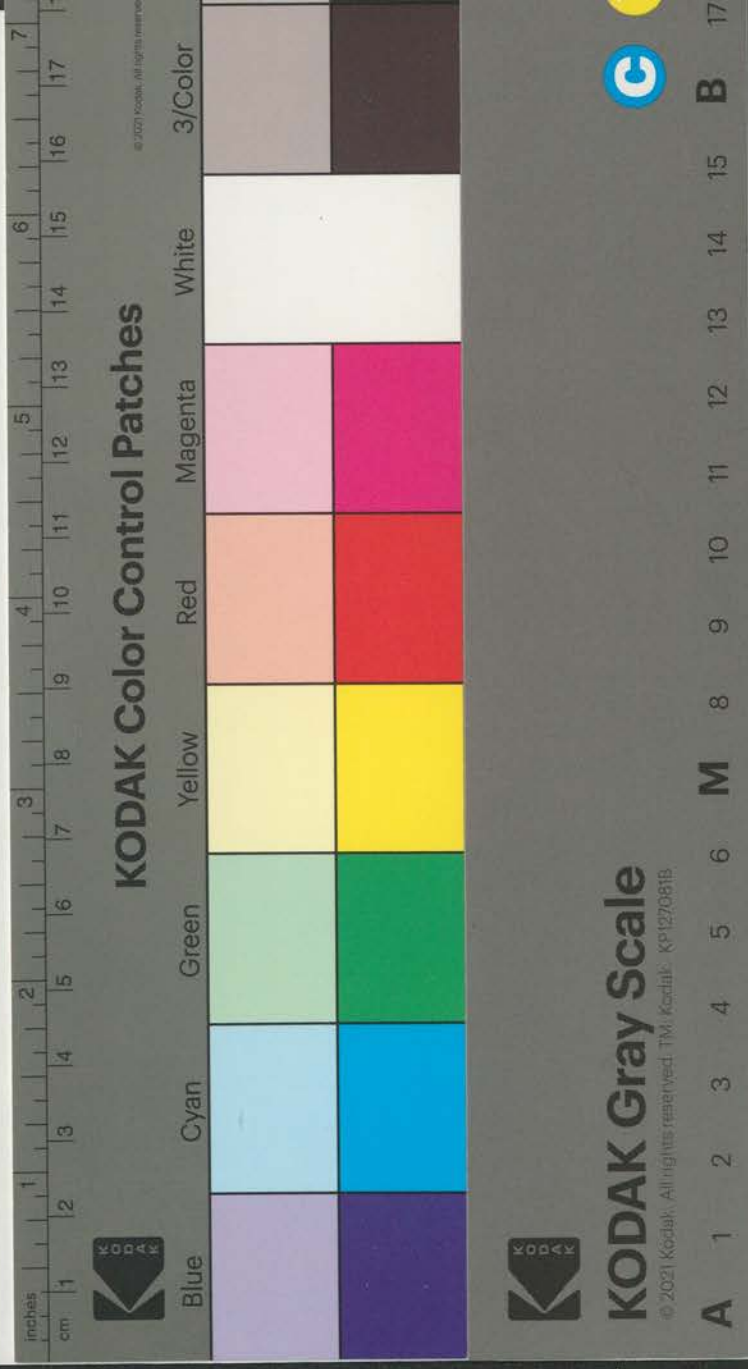


埼 玉 県

模範衛生村実施要領

昭和二十五年十一月



模範衛生村實施要領

目的

保健衛生対策を強力に推進し以て県民の保健向上をはかることは文化国家建設の急務であり、且又県民の福利であるを以て県下保健所單位に模範衛生村を設置指定して公衆衛生の向上増進に關する基本的施策をなし以てこれを全市町村に実施し明るく住みよい衛生埼玉の建設をはかることを目的とする。

組織

公衆衛生の意義と重要性を末端に滲透せしめ、事業の永續性と円滑な運営を図るため模範衛生村に事務局並に運営委員会及び愛育班を設け、母子衛生を中心に逐次教化指導するが基本的の指導は県衛生部、保健所及び母子愛育会等がこれにあたる。その組織内容は次の通りである。

一、事務局

(1) 事業の統括と円滑なる運営をはかるため町村役場内に事務局を設置して、左の職員を置き指導、予防、監視にあたること。

(イ) 事務員 一名以上

(ロ) 保健婦 一名以上

(ハ) 助産婦(嘱託) 一名以上

(ニ) 医師(嘱託) 一名以上

- (a) 予防員又は監視員 一名以上
(b) 雑役 夫 若干

(2) 管 理

事務局は町村長がこれを管理すること。

(3) 事務及び設備

事業の全般的事務を処理する外、特に班員に対する動態に注意し、記録の報告、統計の作成に当局と共に保健所その他関係団体との連絡には特に密接に行うこと。なほ班員により調査報告された資料に基いて常に町村全般の動態を明かにして置くこと。

(4) 事務局内衛生材料(備品)を常備し指導に必要な場合之を活用して事業の向上をはかる。

事務局は運営委員会の事務を処理し、その決定事項すべてに対してその事業を遂行せしめる準備を行うこと。

(5) 検診及び健康相談

妊産婦、乳幼児及び一般の検診並びに健康相談に関する事項

(i) 検診、健康相談は適当な場所に健康相談所を常置し医師、保健婦、助産婦が検診及び相談にあたること。

(ii) 毎月定期的に別表の年次計画表に準じて行うとともに一般保健指導を行う。

(iii) 取扱いに関しては常に班員と密接なる連絡を保つこと。

医師に関する事項

(i) 医師は事務局の報告に基き妊産婦、乳幼児の検診並に診断及び育児その他一般の保健に関

する指導にあたること。

(ii) 常に保健所その他の医療施設と連絡を密にし事業の向上を計ること。

(iii) 医師は保健婦、助産婦は勿論、班員の指導教育にあたること。

保健婦に関する事項

(i) 保健婦は班員の報告 基き妊産婦、乳幼児その他一般の家庭訪問並びに育児其他一般の保健に関する指示、指導をなすこと。

(ii) 取扱いに関しては常に保健所並に医師、助産婦及び班員と密接なる連絡を保つこと。

(iii) 保健婦は常に事務局に在つて検診、健康相談等に関するすべてのことに対し指示、指導をなすとともに班員の指導、教育にあたること。

助産婦に関する事項

(i) 助産婦は班員の報告に基きその家庭を訪問し妊産婦の検診、断並びに妊娠、出産についての相談指導をなすこと。

(ii) 常に保健所、医師、保健婦、班員と密接なる連絡を保つこと。

(iii) 助産婦は事務局よりの報告に基き妊産婦の検診、診断、相談に関し指示、指導をなすとともに班員の指導、教育にあたること。

(iv) 母親学級の開設については保健所、その他関係協力機関と密接なる連絡をとり学級開設及び指導をなすこと。

二、運営委員会

埼玉縣模範衛生村年次事業計画表

実施事業項目	実施期	摘 要
指導者講習会	月一回	町村の指導者（村長、衛生主任、婦人会長、青年団長、学校長）に対し月一回保健衛生及び模範衛生村としての指導講習
2 班員講習会	月一回	班員の知識向上に資するため、保健衛生特に母子衛生に關する講習会
3 愛育講座	月一回	保健衛生育兒に關し母親、父親に対する講座
4 妊産婦健康相談	月一回	助産、訪問、検診、指導 定期健康相談毎月十五日（検診、血液検査、検尿）
5 乳幼児	月一回	定期健康相談 乳兒毎月廿日（月一回訪問指導）
6 結核予防相談	月二回	定期健康相談 毎月十五日廿日（月二回訪問指導）
7 性病	月一回	毎月十五日（血液検査）
8 寄生虫	月二回	毎月十五日 糞便検査、集団駆除 糞便処理の指導
9 伝染病	常時	常時予防相談に応じて指導する
10 講習講話会	年数回	一般を対象に伝染病予防、その他の講習、講話、映画 展覽展示を行う外、時事、時局の講話を行う

(6)

11 一般健康相談	月一回	成人一般の健康相談及び防疫事業 毎月一日
12 兒童養護	月一回	幼兒小中学校兒童に対する養護（子供グループの育成等） 離乳食、育兒食、保健食の指導普及講習会開催 台所改善の指導
13 食生活改善	月一回	環境衛生の改善について相談に応じて指導監視に當る
14 生活環境の改善	常時	町村長若しくは、助産婦が中心になつて一般母性の教育に當る
15 母親學級の開設	隨時	農繁期の六月と十一月に村内に数ヶ所、保育所を設ける
16 農繁期保育所	六月十一月	模範衛生村として綜合計画各種統計の作成
17 各種調査	常時	

(7)

備考 以上の各事業実施に當りては、各種機關、団体の指導と協力を仰ぎその徹底を期する。
なほ実施上の時期対象等を充分考慮して有効適切に実施する。

一、愛育班の任務

愛育班の活動が愛育（模範衛生村）事業発展の別れ目をなす最も重要な点であつて、班の活動は班員個々活動及び分班毎の一致協力の集積であるから、班員の一人一人がその任務を完ふることが模範衛生村の成績を挙げる上に何より大切である。

要するに愛育班員は模範衛生村事務局において企画、実施する事業に就て、その趣旨及び内容を各家庭の母親、その家族の一人一人にまで滲透徹せしむるために、又その地区及び個々の家庭の状況を指導機関に詳細知らせるために、常時受持家庭に対し愛育に関する世話を見ることがその任務の主要なものである。

1 家庭訪問

(1) 訪問調査

事業を企画し実施して行く上には何うしても調査が必要であるので愛育班員は家庭訪問その他の活動をなす上から或る程度状況調査を行はねばならない。愛育班員は地区別に選任されているので、その地区のこと、受持家庭のことは既に充分知つていられるように考えられるが案外自分の周囲のことは慣れ切つているので、うかつに過している場合が多い。そこで之をばつさり見通して正しい記録を作つて置くことが大切である。又模範衛生村全体としては各種の指導機関があり、その中には村外の人に依頼する場合もあるので、これ等の人がその記録を見て、村内各家庭の様子が一目して判るようにして置くこと。

これがためには事業の直接対象となる妊産婦、乳幼児が村内に幾人いるか、又如何なる家

庭が如何なる状態にあるかを知るために、愛育班員は各自の受持家庭について各世帯別の記録、妊産婦、乳児、幼児、健康要注意者等の夫々の記録を作らねばならない。これがため愛育台帳を作成すること。（別記様式）

(2) 訪問看護

愛育班員は家庭訪問を中心に妊産婦、乳幼児の教化養護をはかるのが主なる任務であるが、一般は勿論各家庭の保健衛生全般の指導、調査を行うのであるが、こゝに一例として妊産婦の場合を記すと。

(一) 例

ある班員の受持家庭内に妊娠の徴候があらわれた婦人ができたときは、その家庭或は婦人に対し明かに妊娠と判つた場合に担当班員にその旨を通知して置く様にする。そして担当班員がその知らせをうけたとき、又は特に通知がなくとも班員が確かに妊娠したと気付いた場合は本人にそのことを話して、直ちに之を分班長に報告する。この場合には班員は相當の年配で経験の深い婦人会員より選ばれた班員の方がよい。

分班長は直ちに之を事務局に報告する。

場合により班員が直ちに事務局に報告したときは、その旨を分班長に通知して置く。この通告には簡単な伝票（別記様式）を作り必要な家庭、班員の手もとに備え置き、

家庭——↓班員——↓分班長——↓事務所（保健婦）——↓助産婦

の順序に連絡すること。この通告は口頭ででも用はたりるが記録して置く必要があり、又通知連絡の正確、迅速を期する上に役立つのである。

(二) 通告をうけた事務局では直ちに保健婦なり囑託助産婦なりを派遣して家庭を訪問せしめ確かに妊娠したと判明したら事務局分班長に連絡して「愛育台帳」に妊娠として登録する。同時に班員は助産婦、保健婦と協力し、児童福祉法に基く「妊娠届」を本人から出させ母子手帳交付の用意をして貰う。

なお前記の手続きを班員は誤りのない様に充分注意し、場合によつては家人に代つて手続きをしてやる必要もできて来る。

(三) 登録された妊婦並びにその家族の者に対し、班員は保健婦、助産婦又は医師が指示した妊娠中の諸注意を更に徹底させ、又事務局から妊婦に対し印刷物(参考資料)の配布があつた場合は、その解説をして、充分理解させるようにつとめる。又初妊婦等には「母子手帳」の趣旨、使用法等についても間違ひのないようによく説明をする。この妊娠の通告及び届出の必要性については特にその早期届出を徹底させるために、その必要のある家庭には豫めよく之を認識させ、常時の保健衛生思想を涵養して置くことが大切である。

(四) 健康相談、集団検診、母親学級等が行われる際には班員はその妊婦に対して必ず出席するように注意し、班員も当番の人は必ず健康相談等の手伝のために出勤する。当番でない班員も自分の受持家庭の妊婦については、その時の医師から指示事項等を聞いて「愛育台帳」「母子手帳」に記録すること。

(五) 妊婦に対して少くとも月一回は保健婦、囑託助産婦が巡回して訪問するが、その際でさるだけその受持班員を同伴する。この場合巡回日時の予告その他連絡をはかること。又この場合の連絡方法は連絡票を作り小、中学校の生徒等に依頼迅速と労力の節約をはかる。

(六) 爾後班員は家庭に時々訪問して、健康相談の際医師から与えられた指示事項、その他、助産婦等の巡回診察による注意事項等(特に労働や栄養)をかみくだいて説明し日常生活に採り入れるよう注意する。

そしてその時の妊婦の様子を分班長、事務局に報告し必要な事項は愛育台帳に記入する。

(七) 妊婦の栄養の指導には特に注意し、模範衛生村として実施する各種の栄養自給或は指導の方策を充分認識せしめ有効に利用するように日常の調理について指導する。

労働及び休養等についても妊婦には特に注意が必要である。医師、保健婦等の指導のもとにその妊婦に適應した具体的方法を考へてやること。又愛育班としては農繁期はもとより常時でも農業及び家事、育児の労力奉仕によつて妊婦を保護せねばならない。

これ等の注意は妊婦に対して之を行うは勿論であるが家族、特に舅、姑及夫等に対し充分認識させて協力せしめるよう努力すること。

(八) 若しその妊婦に異常の生じたことを知つたときは、班員は直ちにその容態を保健婦、助産婦に通知し更に必要によつては医師に連絡して適当な処置を乞ふ様にすること。

(九) 妊婦の分娩予定日が近づいたら、班員は出産に必要な用具が揃つて居るか、その他出産の準備についてもよく注意する。

(十) 産気づいて來たら班員は予めその家庭から出来るだけ早く知らせ貰うやうに連絡して置いて、その通知を受けたら直ちに助産婦に通知してその指示を受けて適当な処置をする。

(十一) 出産と同時に妊婦の台帳は産婦の台帳に移り、新生児は乳兒の台帳に登録する等すべての手続を班員が行う。

愛育班の活動

- 一、班員は模範衛生村としての事業を遂行する中樞機関として活動するも特に妊産婦、乳幼児の保健指導に重点を置き母子の保健向上に奉仕すること。
- 二、班員は常に受持区域内全般の保健状態を把握し伝染病その他の集団的疾病的の發生に際しては事務局その他係官の指示により之に協力すること。
- 三、班員は、その受持区域内に妊産婦がある場合は直ちに訪問して適切な印刷物等を配布し必要あらば解説を加え理解を深め、妊産婦とその家族機宜の措置を与へ健康診断を勧奨すること。
- 四、妊産婦、乳幼児その他家族に異常ある場合は、その容態を保健婦囑託医師に通知しその指導を乞ふこと。
- ただし特殊な検診を必要とし又家族が希望する場合は事務局に連絡し保健所の指示を待つこと。
- 五、出産の際には、その家族よりなるべく早く通知をうけるよう予め注意して置くこと。
- 六、出産の通知をうけた場合は速かにその家庭を訪問し、助産婦に協力し産室、産婦、嬰兒の衣服、寝具等の衛生状態、哺育栄養の状況等に関し必要な事項を事務局に報告し爾後の児童發育記録の基礎となすこと。
- 七、出産及び産後の手当又は一般看護、保育に必要な、衛生材料を備え得ざる家庭に対しては

- 班備付の器具材料を貸与し又は給与しその使用方法を指示する。
- 八、生後一年間は少くとも数回にわたり乳児及び母体の状態を調べ、身長、体重、胸囲、その他必要な事項を訪問手帳に記入し事務局に報告すること。
 - 九、虚弱な乳児及び異常ある産婦に対しては訪問度数を増し爲し得る限り異常状態の早期発見と手当に努力すること。
 - 但し異常あるときは保健婦、囑託医に通知しその指導を俟つこと。
 - 一〇、乳幼児の精神発達に異常ある時は勿論、身体の異常についても必要ある場合は事務局を経て保健所に連絡し専門医の指導を仰ぐこと。
 - 一一、母親学級、健康相談等の場合は会場に出席し之に協力すること。
 - 一二、班員の受持区域内に該当者がある場合とする。
 - 但し班員の技術に関し常に保健所特設教育施設、囑託医師保健婦、助産婦の指導指示に従うと共に模範衛生村事業の各部間機関と密接に連絡をはかること。
 - 一三、班員は少なくとも月一回は保健婦の班内巡回を事務局に依頼し班内の巡回を求める。この際予め別記予告通牒に依り各家庭連絡し保健婦の訪問を便ならしむ。
 - 一四、班員は毎月その取扱件数、事例、その他訪問事項等を取りまとめ、分班長に報告し分班長は班長に、班長は事務局に報告し担当区域内の状況を明かにして年二回実態報告を行うこと。
 - 一五、医療、助産扶助等につき必要な事項は班員直接児童委員、役場等に連絡協議すること。

一、愛育班員の錬成

愛育班員は一般家庭から選ばれるので、最初は愛育に関する知識も少なく専門的な技能も習得していないから、愛育班員の活動を盛んならしめるには、先ず班員各自の質的向上を計ることが肝要である。

医師、保健婦、助産婦、その他の指導者は常に班員の訓練、指導を心掛けねばならない。愛育班員の素質を向上して一般母親の水準を高めることが愛育村の根本方針の一つであるから、指導者は模範衛生村、將來の發展のために、この愛育班員の錬成に特に力を入れるべきである。

愛育班員訓練には次の如く各種の方法があるが、なお班員が愛育事業に参加する凡ゆる機会に實地に指導することが必要である。

1. 講習会

模範衛生村開始と同時に先ず基礎的な講義をなし、その後も適當な人に依頼して度々開催する。

健康相談、季節保育所等の開設準備の際には簡單な小講習会を開いて、それ等事業に必要な知識を与えるのもよい。

(イ) 班員任務の基礎教育

才一日、午前	母子愛育の精神	二時間
才二日、午前	班員の任務	二時間

午後 班員の活動の仕方 二——三時間

才三日、午前 右の実習又は講義 二時間半

午後 右の実習指導 (各分班毎)

以上の講師は愛育会保健所及び衛生部より派遣する。

2. 母親学級

母親学級は班員錬成にとつて必要であるから班員は是非生徒として加えること。

3. 家庭訪問による実地指導

医師、保健婦等が巡回指導を行う時は、必ず班員を同伴して家庭訪問を行い。班員が不馴のときは、保健婦等が基礎調査その他の調査の仕方、看護用具の使用法、参考印刷物の解説、その他各家庭と事務所等との連絡方法についても充分班員に習得せしめることが必要である。

4. 健康相談、季節保育所等における指導

前項家庭訪問時におけると同様に愛育村で実施する各種事業に参加、協力する班員に対し指導者は常に班員を教導する様心かけねばならない。

5. 記録の報告

班員日常活動の結果は詳細之を記録して將來の参考に資することは勿論であるが、これらの記録によつて、班員自ら反省し技能を錬磨し得るように、指導者は記録が正しく合理的に記載される様に指導し、月一回位、分班毎にまとめて報告させることが必要である。

6. 研究懇談会

班員の活動状況の報告を持ち寄つてこれを中心に座談的に研究会を開く。これは愛育班の成績

を向上する上に最も効果的な方法であるから、少なくとも月一回定期的に開催することとし、時には前記講習会、母親学級、又は健康相談等の終了後引続き実施するとよい。なるべく分班毎に当番制にして事例報告をなさしめそれを医師、保健婦、助産婦、学校教師等批評し、指導することが必要である。

7. 見学視察

先進愛育村や、その他参考となるべき施設や事業等を見学、視察することも班員資質向上の上に大切である。

二、愛育班員の奨励

前記の如く愛育班の仕事は奉仕的に努力するのであるから何等かの形で物心両面から班員を励むことが必要である。

これのため、班員を表彰することも必要であるこれには班員の活動成績を記録してをくとい。これは又直接班員活動の奨励にもなるのである。それは訪問回数、各班員別のもので、妊産婦、乳幼児が班員の訪問をうけた回数は別にする。健康相談、保育所等に奉仕出勤して回数及び分担事務等を分班長又は愛育事務所で班員別に集計し班員活動状況が一目して判明する様にしておくことが必要である。

一、運営委員会々則(案)

第一條 模範衛生村としての事業を円滑に運営せしめるため本村内に運営委員会を置く。

第二條 本会事務所は本村役場内に置く。

第三條 本会は母子保健を重点に村民の保健衛生の事業を円滑に運営するを以て目的とする。

第四條 本会は前條の目的を達成するため左の役職員を置く。

- 一、委員長
- 一、副委員長
- 一、委員 若干名
- 一、幹事 二
- 一、書記 一

第五條 委員長は委員が互選し町村長が之を命ずる。

副委員長は委員の互選により町村長がこれを命ずる。

第六條 委員は町村会議員、児童委員、各種団体の長、医師、助産婦、有志婦人の者の中から町村長が之を命ずる。

第七條 幹事及び書記は町村長が之を命ずる。

第八條 委員長は公務、事務を総理する。

副委員長は委員長を補佐し会長事故あるときは委員長の職務を代行する。

委員は委員会を組織し模範衛生村事業遂行に関する事項を審議決定する。

幹事は委員長の指導をうけ庶務を整理する。

書記は上司の命をうけ庶務に従事する。

第九條 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

第十條 委員会の議事は出席委員の三分の二以上の賛成を以て決する。

第十一條 その他必要なる事項は委員会において決定する。

埼玉縣模範衛生村愛育班事業規程(案)

第一條 模範衛生村としての事業を遂行するため愛育班(仮称)を設け事務所を町村役場内に置く。

第二條 愛育班の組織は左のとおりとすること。

一、班長、副班長を置き、町村長これを選任する。

二、村内を：：班に分ち、各分班に分班長一名班員若干名を置く。

第三條 分班長は、各分班内において班員が選挙し、町村長がこれを囑託する。

第四條 班員は、分班内の女子青年団員のうち教養あり然も保健衛生に関心を持っている者を町村長が、これを委嘱する。

第五條 愛育班事務所に産具、衛生器具、その他必要材料を常備する。

第六條 愛育班は班員の活動により模範衛生村事業の中樞機関として左の事業を行う。

一、妊産婦、乳幼児の訪問調査

二、出産育児に関する指導

三、健康相談、保健婦その他模範衛生村としての一切の連絡

四、産具、衛生器材の利用供給の斡旋

五、その他模範衛生村事業の遂行上必要と認めた事業

第七條 班長、副班長は、町村長の指示をうけ愛育班事業を総理する。

第八條 愛育分班長は班長、副班長、事務局と連絡し専ら班員の指導にあたる。

家庭番号										愛育班カード (妊婦用)		分娩区名	
氏名										住所		受持班員	
氏名										年 月 日 (才)		登録年月日	
主治醫名										初診時期		産前の休養	
助産婦名										年 月 日		(お産前何日位まで働いたか)	
状況										現		力を出す仕事	
既往一ヶ月間の状況										診察者		助産婦	
月別										医師、			
病気の種類										尿の状態		食物の好悪	
期間										脈搏			
受診回数										尿の状態			
体										食物の好悪			
温										尿の状態			
脈搏										食物の好悪			
尿の状態										食物の好悪			
食物の好悪										食物の好悪			
十月月													
七ヶ月													
六ヶ月													
五ヶ月													
四ヶ月													
三ヶ月													
二ヶ月													
一ヶ月													
備考													
家事													
長く腹部を圧する仕事													

家庭番号		愛育班カード (産婦用)		分娩区名	
氏名		住所		受持班員	
氏名		年 月 日 (才)		登録年月日	
主治醫名		初診時期		産前の休養	
助産婦名		年 月 日		(お産前何日位まで働いたか)	
状況		現		力を出す仕事	
既往一ヶ月間の状況		診察者		助産婦	
月別		医師、			
病気の種類		尿の状態		食物の好悪	
期間		脈搏			
受診回数		尿の状態			
体		食物の好悪			
温		尿の状態			
脈搏		食物の好悪			
尿の状態		食物の好悪			
食物の好悪		食物の好悪			
十月月					
七ヶ月					
六ヶ月					
五ヶ月					
四ヶ月					
三ヶ月					
二ヶ月					
一ヶ月					
備考					
家事					
長く腹部を圧する仕事					

30068468



